



流山市監査委員告示第12号

定期・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成29年7月4日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流財活第9号

平成29年6月15日

(宛先) 流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年2月18日付け、流監第116号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告書番号 及び年月日	流監第116号 平成28年 2月18日		
監査の種別	定期・行政監査結果報告		
部課等名	指摘事項等	区分	措置事項
総務部 財産活用課	<p>基金運用決議書は、財産管理者が市長の決裁を受けなければならないが、各基金担当部の部長決裁となっていた。これは、年度当初に会計課が「基金に属する現金の管理及び基金運用決議書の提出について」により包括して市長決裁を受けていたものの、決裁後の結果を各基金担当課に通知していないため、各基金担当課の事務処理が未完了となっている。</p> <p>また、積立金や寄附金の決裁については、包括決裁に含まれていないことから、規則に適合した事務処理が行われるよう適正指導に努められたい。</p>	指摘 (重要な事項) ア	基金運用決議書等の包括的な決裁は改め、財務規則に適合するように各担当課で市長決裁を受けることを指導しました。
総務部 財産活用課	<p>土地開発基金の基金運用決議書は、部長決裁となっていた。規則に基づく適正な手続きを求めるものである。</p>	指摘 (重要な事項) ア	基金運用決議書等の包括的な決裁は改め、財務規則に適合するように各担当課で市長決裁を受けることを指導しました。
総務部 財産活用課	<p>基金の運用決議について年度当初に包括伺いを行う事に一定の合理性が認められるが、長く続いた低金利を反映したものであることを踏まえ、今後の金利の動静について注意を払われたい。</p> <p>また、従来想定してこなかったふるさと納税を含む寄附金の増加が顕著なこと、ペイオフのリスク低減及び事務の負担軽減を総合的に勘案し、これらを合理的に処理する手続きを検討されたい。</p>	意見	基金の運用については、従来どおり金利動向に十分注意を払い運用してまいります。寄付金の増加に伴うペイオフリスクの低減及び事務負担の軽減を図るため、合理的処理手続きについて、関係各課と調整してまいります。
総務部 財産活用課	<p>行政財産（土地）については、導入された「公会計管理台帳システム」によって管理が行われていたため、規則に定められた台帳等を整備していないことが全庁的に認められた。</p>	指摘 (重要な事項) ア	公会計管理台帳システム導入に伴う、財務規則改正については、平成29年4月1日付けで行いました。

## 措置事項報告書

報告書番号 及び年月日	流監第116号 平成28年 2月18日		
監査の種別	定期・行政監査結果報告		
部課等名	指摘事項等	区分	措置事項
総務部 財産活用課	<p>所管課においては、規則に定められた公有財産異動報告書に代えて、「公会計管理台帳システム」に入力を行って情報を共有していた。</p> <p>また、財産活用課では年2回、公有財産の異動について全庁的に照会を行っており、そのデータに基づき財産に関する調書を作成し、行政財産（土地）の異動に係る会計管理者への通知は、同調書を以て行っていた。このため会計課では、規則に定められている公有財産記録簿への記録を確認できなかった。</p> <p>それぞれが規則に定められていない様式や手続きで公有財産の異動報告及び通知を行っていることから、適正な事務処理が行われるよう改善されたい。</p>	指摘 (重要な事項) ア	<p>会計課への異動通知については、財務規則第263条第2項に従い事務処理を行っていきます。また、公有財産記録簿への記録及び公有財産の異動報告については、事務の効率化及び情報の一元管理の観点から、「公会計管理台帳システム」に記録することをもって代えることができるよう、平成29年4月1日付けで財務規則を改正しました。</p>
総務部 財産活用課	<p>公有財産管理事務の総括を担う財産活用課においては、「公会計管理台帳システム」の導入に伴って生じている規則と実務との不整合について確認するとともに現状に合った規則の改正についても検討を行い、関係部局等の協力・理解のもと適正かつ合理的な業務管理の構築に努められるよう要望する。</p> <p>また、規則の改正に伴い財産の適正な管理及び事務手続きが改められた場合には、各財産管理者へ再度周知徹底を行い事務処理が遺漏なく行われるよう要望する。</p>	意見	<p>規則改正により規則と実務との不整合を解消し、合理的な業務管理の構築に努めました。今後、各財産管理者との連携を図り規則に沿った事務手続きを徹底してまいります。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。